

薩摩川内市農林漁業の 六次産業化の 促進に関する条例を 制定しました



策定の背景

近年、農産物などの価格の低迷や資材の高騰により、農林漁業所得が継続的に減少しています。農林漁業経営の安定や農山漁村の活性化を目指すためには、農林漁業者が、生産物の生産に加え、その加工または販売を一体的に

行う六次産業化の促進が重要です。国においても、平成22年に法律を制定するなどして、「攻めの農林水産業」の一環として六次産業化を積極的に進めています。こうした状況の中で、本市においても農林漁業の六次産業化を促進するため、本条例を平成25年7月8日に制定

しました。

目的

農林漁業の六次産業化の実施を支援するための措置をとることにより、本市の経済社会の活力の向上に寄与することを目的としています。

本市の重要な産業である農林漁業の振興および経営の改善を図るものです。

六次産業化基本計画の策定

農林漁業の六次産業化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市において六次産業化基本計画を定めることとしました。

同計画は、農政企画審議会と林業振興推進協議会の意見を聴き、本年度内に策定する予定です。

補助金の交付など

六次産業化を実施する農林漁業者などに対し、予算の範囲内で、必要な費用の一部を補助金として交付することができますこととしました。この補助金の交付を受けて六次産業化を実施しようとするときは、あらかじめ六次産業化実施計画を提出し、市長の承認を受けなければなりません。

この補助金制度の詳細については、今後、各地域の農林漁業者など関係者の皆さまのご意見を伺いながら、検討

を深めていきます。

施行期日

一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行します。

他自治体における 六次産業化の例

農林水産省生産局が作成した「六次産業化の取組事例集」から抜粋した事例を紹介いたします。

地元産野菜や果実を利用した加工品の製造

【取組主体】＝農産加工施設利用組合

【取組概要】＝中山間地域の専業農家の女性が中心となった組合を設立し、地



場産農産物を利用した加工品を製造
▼伝統的な味噌の仕込みの復活、特産のリンゴを活用したアップルパイ、地元野菜を使ったおやきなど、こだわりのある加工品を製造
▼加工品の販売により売上増を実現
地元産魚を利用した加工品の製造・販売

【取組主体】＝漁村女性グループ

【取組概要】＝

▼漁師の妻を中心としたグループが、地元で水揚げされたエソ、アジ、シイラなどを原料として、郷土料理の「ごまだし」（調味料）、干物などを製造、販売



▼朝市、イベントなどにおいて製造した加工品を販売

市内の直売所

次の販売所は、とれたての新鮮な農林水産物や加工品などを販売し、地産地消に努めています。ぜひ、ご来館ください。

▼特産品販売所「天辰アグリ館（天辰町）」

【営業時間】＝9時～17時

【休業日】＝日曜日、盆、正月（不定）

☎(23)6655

▼雅せせらぎ館（西開聞町）

【営業時間】＝9時～18時

【休業日】＝8月14日・15日、12月31日～1月3日

☎(27)0120

▼道の駅「極脇」遊湯館（極脇町市比野）

【営業時間】＝8時30分～18時30分（10月～3月は18時まで）

*日曜日は8時から

【休業日】＝第3水曜日、6月・7月・9月・1月・2月の第1水曜日、1

月1日

☎(38)2506

▼障がい者就労支援物産館 おじやつたモールさつま川内館（入来町浦之名）

【営業時間】＝9時～18時

【休業日】＝第2・第4水曜日、12月31日、1月1日

☎(21)4055

▼きんかんの里ふれあい館（入来町浦之名）

【営業時間】＝8時30分～17時30分

【休業日】＝12月31日～1月3日

☎(44)2722

▼臥竜梅の里「清流館」（東郷町藤川）

【営業時間】＝8時30分～17時30分

【休業日】＝木曜日

☎(42)2600

▼東郷ふれあい館（東郷町谷刈）

【営業時間】＝8時30分～18時（11月～3月は17時30分まで）

【休業日】＝第2月曜日（8月・12月を除く）、1月1日

☎(42)0010

▼祁答院ロード51（祁答院町下手）

【営業時間】＝9時～18時

【休業日】＝1月1日～4日

☎(55)0851

▼【問合先】＝本庁農政課企画総務グループ

☎(23)5111

(内線4451、4461)

六次産業化とは... 地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら加工（第2次産業）、販売（第3次産業）に取り組み、経営の多角化を進めることで、農林漁業の雇用確保や所得の向上を目指すことです。

